

西彼杵沿岸海岸保全基本計画 ～東シナ海に夕日が映える海岸～



西海市 大瀬戸町 国道 202 号

令和 4 年 1 2 月

長 崎 県

はじめに

長崎県西部に位置する西彼杵沿岸は、長崎半島の先端長崎市野母町から長崎県の中心地長崎市を経て、西彼杵半島の西海市西海町、針尾瀬戸の西海橋に至る東シナ海に面する海岸線である。

本沿岸中央には、県都長崎市があり、造船を中心とした工業、長崎漁港に代表される漁業、グラバー邸等の観光の中心地として発展している。

本沿岸域の南部は野母崎半島県立公園、北部は西彼杵半島県立公園に指定されており、美しい海水浴場や風光明媚な海岸線はドライブコースやハイキングコースであり、県民のレジャースポットとなっている。

このように、西彼杵沿岸は、産業拠点、漁場、観光地、人々の憩いの場所として、様々な利用がなされている。

本資料は、これら西彼杵沿岸の特性を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸づくりを目指し、今後おおむね 10 年の海岸保全を実施していく上で基本となる「西彼杵沿岸海岸保全基本計画」を策定したものである。

目 次

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本理念	1
1. 基本理念 ······	2
第Ⅱ章 海岸の保全に関する基本的な事項	3
1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項 ······	3
2. 海岸の現況 ······	4
2.1 自然環境 ······	4
2.2 海岸と人との関わり ······	6
2.3 海岸整備の状況 ······	10
2.4 海岸の現況特性の総括 ······	13
3. 海岸の防護に関する事項 ······	15
3.1 防護の目標 ······	15
3.2 防護に関する施策 ······	15
4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項 ······	17
4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策 ······	17
5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 ······	18
5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策 ······	18
第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	19
1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性 ······	19
1.1 海岸のブロック区分 ······	19
1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方 ······	21
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 ······	26
3. 海岸保全施設の種類・規模及び配置 ······	26
4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況 ······	26
5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 ······	26
第Ⅳ章 海岸保全に関するその他重要事項	44
1. 関連計画との整合性の確保 ······	44
2. 関係行政機関との連携調整 ······	44
3. 地域住民の参画と情報公開 ······	44
4. 調査研究の推進 ······	45
5. 計画の見直し ······	45

第Ⅰ章 海岸の保全に関する基本理念

1. 基本理念

長崎県は、日本列島の最西端に位置し、北松浦半島、西彼杵半島、島原半島と五島列島、対馬島、壱岐島等大小 596 の島々等からなり、有明海、橋湾、対馬海峡、東シナ海等の海に四方を囲まれている。海岸線総延長は 4,175 km におよび我が国で第 2 位の長さを誇る海洋県である。

地形は、急峻な山地が海岸までせまり、平地が少ないため、海岸の背後には人口、資産、社会資本等が集積している。

各所に見られる入江は、天然の良港となり、古くから各地の港湾や漁港が交通の要所になっている。県内各地では多種多様な沿岸漁業や東シナ海を主な漁場とする沖合・遠洋漁業が盛んに行われている。また、大村湾や浅茅湾（対馬）の真珠、五島・壱岐・対馬沿岸、松浦沿岸をはじめとして各地におけるマダイ、ハマチ、フグなど養殖業が盛んで、我が国有数の漁業生産を誇っている。

本県の沿岸には、港湾や全国一の数を有する漁港が点在し、さらに、複雑な海岸線がつくる入江には大小さまざまな造船所がみられる。以上のように本県の沿岸は、生産・生活の場を各地で提供している。

一方、本県では、台風や冬季季節風等による高波被害を頻繁に受けている。また長崎港や有明海においては、地形特性により局部的に高潮被害が発生している。

多くの離島・半島からなる海岸は、複雑に入り込み、美しい景観を形成しており、西海国立公園、雲仙天草国立公園、壱岐対馬国定公園、玄海国定公園や 4箇所の県立公園などに指定されている。その豊かな自然環境は人々の心を和ませ、県内外から多くの人々が訪れ、本県の重要な観光資源となっている。また、自然海岸が大半を占め、沿岸域には多くの魚類が生息する藻場が分布しており、貴重種であるカブトガニやアカウミガメなど多様な生物が生息・生育する貴重な場となっている。

古くは、平戸、五島列島、壱岐及び対馬などは、遣隋使、遣唐使や朝鮮通信使等の寄港地として、大陸との交流拠点となり、近世にあっては、平戸にポルトガル船が来航し、貿易とキリスト教の布教を行い、その後、長崎の出島において我が国唯一の貿易が認められ、大陸との架け橋としての役割を果たし、本県特有の歴史・文化を育んできた。また、多くの人々は海や海岸を海水浴場として利用しているほか、ペーロン大会・トライアスロンなどのイベント、ダイビング・ジェットスキーなどのマリンスポーツ、ブルーツーリズムなどの体験活動・学習活動等、人々の集い・憩いの場と考えている。

以上をふまえ本県における総合的な海岸保全に対し、より一層の安全確保と、良好な海岸環境の保全と整備、多様な海岸利用が適切に行われるよう、これから海岸保全を進めるための基本理念を以下に示す。

基　本　理　念

『テーマ』

～ 四方の海から人々をまもり 親しみある西海の海岸づくり ～

- ① 人々の生命と生活を守る海岸の整備
- ② 豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

第Ⅱ章. 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画を策定する範囲に関する事項

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図-2.1 及び表-2.1 に示す長崎県の西彼杵沿岸域（2市）とする。

西彼杵沿岸の総延長は約 407km であり、その内海岸保全区域延長は 150km、その他（一般公共海岸等の延長）は 257km である。海岸保全区域延長（要指定延長含む）の管理者別内訳は国土交通省 102km（河川局 39km、港湾局 63km）、農林水産省 48km（農村振興局 23km、水産庁 25km）となっている。

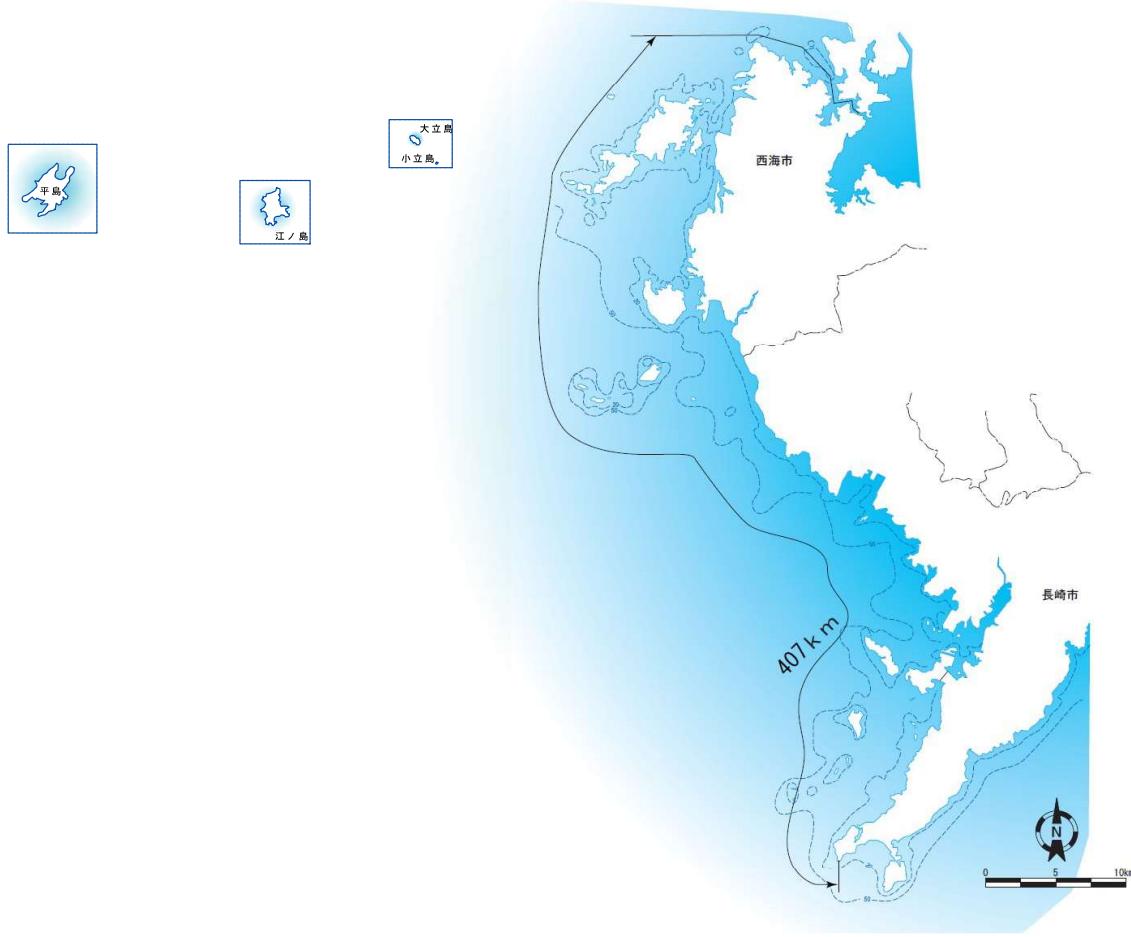


図-2.1 海岸保全基本計画を策定する範囲

表-2.1 関連市町一覧

2市	市	長崎市、西海市
----	---	---------

2. 海岸の現況

2.1 自然環境

(1) 地形・地質

西彼杵半島と野母半島の大部分は、西彼杵変成岩と呼ばれる結晶片岩で構成されている。野母半島は結晶片岩の中でも緑色の緑泥石や緑れん石を多く含み、西彼杵半島は石墨や石英を多く含む黒色片岩からできている。

長崎市三重から西海市西海町に至る海岸線は、海食棚や小島群に恵まれる。西彼杵半島の丘陵を流れる神浦川・河通川・伊佐浦川流域は、活発な侵食により深い渓谷が造られている。

干潟は主に長崎市北西部と、西海市大瀬戸町から西海町にかけての海岸の一部に見られ、長崎市西部では埋立等により消滅した干潟も多い。

(2) 気象・海象

西彼杵沿岸は、西九州海洋型の気候区分となっており、温暖多雨で、年平均気温約17.3℃、年降水量約1,800mm、となっている。また、春季の南西風が卓越した地域であり、春季の平均風速は2.4m/s程度である。

(出典：長崎海洋気象台資料；平成4～13年平均)

その他、当沿岸の潮位は、表-2.2に示すとおりである。

表-2.2 西彼杵沿岸の潮位

	既往最高潮位 H.H.W.L (T.P.+m)	朔望平均満潮位 H.W.L (T.P.+m)	朔望平均干潮位 L.W.L (T.P.+m)	潮位差 (m)
長崎港 (長崎検潮所)	2.19 H24年9月16号台風	1.56	-1.33	2.89
佐世保港 (佐世保検潮所)	2.20 H24年9月16号台風	1.80	-1.50	3.30

(出典：長崎海洋気象台資料)

(3) 流入河川

西彼杵沿岸海域には、25の二級河川が流入している。代表的なものとしては、浦上川、中島川、鹿尾川（いずれも長崎市）、多良川、雪浦川（ともに西海市大瀬戸町）、神浦川（長崎市外海）がある。

(4) 水質

西彼杵沿岸海域における水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）でみると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点13カ所（A類型13箇所）のうち、全ての箇所で環境基準に適合している。（出典：平成29年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が3箇所あり、遊泳期間中の水質は、判定AA…3箇所であり、全箇所良好な水質結果となっている。

(出典：平成30年度海水浴場水質（遊泳前）調査結果)

（5）生物相

1) 植 物

西彼杵沿岸域に生息する貴重な植物として、西海市崎戸町でハマジンチョウ、西海市大瀬戸町西岸の北部でシバナ、西海市大瀬戸町西岸の中央部、長崎市でハマサジ（いずれも環境庁絶滅危惧II類）がそれぞれ確認されている。

その他、長崎湾を除く沿岸の殆どの範囲にアマモ場、ガラモ場、アラメ場等の藻場が見られる。

2) 動 物

西彼杵沿岸域に生息する貴重な動物として、昆虫類は崎戸町でベッコウトンボ（環境庁絶滅危惧I類）、長崎市でタイワンツバメシジミ（同I類）が確認されている。爬虫類はアカウミガメ（同II類）が西海市大瀬戸町雪の浦・長崎市野母崎高浜、田の子で産卵することが確認されている他、アオウミガメ（同II類）が西海市大瀬戸町西沖、長崎市外海南沖、長崎市野母崎南西沖で回遊している。剣尾類は西海市崎戸町、西海市大瀬戸町松島・柳でカブトガニ（同I類）が確認されている。

鳥類は西彼杵半島西部にカンムリウミスズメ（同II類）、西彼杵沿岸の各地でトモエガモ（同II類）が確認されている。

（6）海岸景観

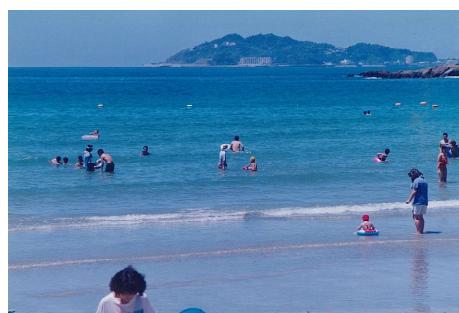
野母崎や松島、呼子瀬戸周辺は海に浮かぶ小島が東シナ海に沈む夕日と映え、美しい海岸景観を形成しており、西彼杵半島沿岸域は西彼杵半島県立公園に指定されている。また、野母半島には風光明媚な砂浜であることから日本の渚百選（平成8年）に選ばれた高浜海水浴場（高浜町）があり、野母崎半島県立公園に指定されている。

崎戸町の平島は西海国立公園に指定されており、林立する奇岩、侵食された断崖が独特な景観を作り上げている。

長崎港では港と都市が融合したウォーターフロント開発が進められることにより、長崎水辺の森公園が整備され、観光資源や市民の憩いの場となっている。



国道202号からの夕日(大瀬戸町)



高浜海水浴場(野母崎町)

2.2 海岸と人との関わり

(1) 人口

西彼杵沿岸に接する市町村は2市あり、総人口は約46万人であり、これは県全体の約33%にあたる。(出典：平成27年国勢調査)

そのうち、長崎市に43.0万人が集中し、西海市は2.9万人となっている。

市町村別の人口推移をみると、長崎市及び西海市ともに減少傾向にある。

(2) 産業

産業別就業者数は、第一次産業は西海市で比率が約17%と県平均の7.4%と比べて高く、逆に長崎市では約2%と県平均よりも低い値を示している。全産業に占める漁業人口の割合は、西海市が3.0%と高く、長崎市は0.5%と低い。

第二次産業は、西海市で30%と高く、長崎市では19%となっている。

第三次産業は人口の多い長崎市で75%と高い比率を示している。

この比率を沿岸全域における昭和50年から平成27年までの過去40年間の推移で見ると、第一次産業が9.8%から3.0%と0.3倍に減少、第二次産業は30.0%から20.1%と0.6倍に減少、第三次産業は59.9%から76.9%と1.2倍の増加を示している。

(出典：平成27年国勢調査)

(3) 漁業

西彼杵沿岸には17箇所の第一種漁港、2箇所の第二種漁港（野母漁港、式見漁港）、1箇所の特定第三種漁港（長崎漁港）が点在している。長崎漁港は特定第三種漁港であり、水産物の生産・流通加工の全国有数の拠点となっている。また、沿岸全域において漁業権が設定されている。野母崎の西沖ではタイ一本釣漁業、角力灘ではふぐかご漁業、まき網漁業、松島と蛎浦島の間ではえびかご漁業、刺網漁業等が営まれている。野母崎沖や松島南東部では広域型増殖場、野母半島地先では大規模増殖場、養殖漁場、西海市大島町や長崎市西部では地先型増殖場が造成されている他、沿岸各地に大型魚礁が設置されている。

なお、当沿岸域で水揚げ量が多いのは長崎漁港（長崎市）、蚊焼漁港（長崎市蚊焼町）、野母漁港（長崎市野母崎）等である。



文化百選より
長崎漁港(長崎市)

(4) 交通

西彼杵沿岸には重要港湾である長崎港、佐世保港と14の地方港湾がある。長崎港には上五



長崎港(長崎市)

島の鯛ノ浦漁港（新上五島町鯛ノ浦郷）、有川港（新上五島町有川郷）、奈良尾漁港（新上五島町奈良尾郷）、下五島の相ノ浦港（五島市奈留町）、福江港（五島市福江町）、沿岸の高島港（長崎市高島町）、伊王島港（長崎市伊王島町1丁目）などにフェリーや高速船が就航しており、これらの航路は離島と本土間の人流・物流の両面で大きな役割を果たしている。また西彼杵半島においては本土沿岸（神ノ浦港、瀬戸港、面高港、佐世保港、崎戸港、肥前大島港）と周辺離島（池島港、松島港、平島漁港、丸田漁港）の間にフェリーや高速船が就航し、離島の人々の重要な生活航路として利用されている。

陸上交通は、長崎市から西彼杵半島の西岸に沿って国道202号、野母崎方面に国道499号が整備されている他、長崎市中心部から放射状に国道206号、34号、324号が伸びている。またJR長崎本線が、長崎から諫早方面に伸びている。

（5）歴史・文化

大化改新後の7世紀後半にこの地方は彼杵郡に区画された。鎌倉・室町時代に至って彼杵郡の各地域には伊木力氏・面高氏・河棚氏・日宇氏・深堀氏などの諸豪族が割拠していたとされ、その存在については現在残っている地名によって推意することができる。

16世紀に入ると南蛮船が来航するようになり、西海橋の北側の横瀬浦ではポルトガルとの貿易が開始された。しかし大村氏の内部対立から2年で貿易港の機能を失うこととなり、貿易は長崎市の福田港に移された。1570年には長崎港が開港し、長崎甚左衛門純景はポルトガルとの貿易を促すために、長崎と茂木をイエズス会の教会領として寄進し、領民は次々とキリスト教に改宗することとなった。1587年豊臣秀吉はバテレン追放令をだし、翌年には教会領を没収し直轄領とした。

江戸時代になって禁教令が出され、信者は潜伏するようになり、幕府の弾圧に対して1637年に島原の乱が起こる。1639年には鎖国体制がはじまり、長崎は幕府の直轄地となり、出島貿易で繁栄することとなった。

1858年に日米修好通商条約により開国されると、長崎には各国の領事館が設置され、南山手一帯は外国人居留地となった。またこの頃、幕府によって造船業が開始され、それは後に三菱造船所に引き継がれることとなる。同じ頃、石炭産業も開始され、以降長崎の主要産業となる。

1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1869年に長崎県が誕生した。第一次大戦後は造船業界が好況を呈し、汽船トロール漁法などが取り入れられ漁業も活発になる。第二次世界大戦に入ると軍事需要により造船業・石炭業がさらに強化されたが、1945年にアメリカ軍による原爆投下により長崎市は壊滅した。

戦後は造船業も石炭業も低迷したが、歴史的な背景から長崎は国際化時代において独自の文化を有する都市として発展してきた。

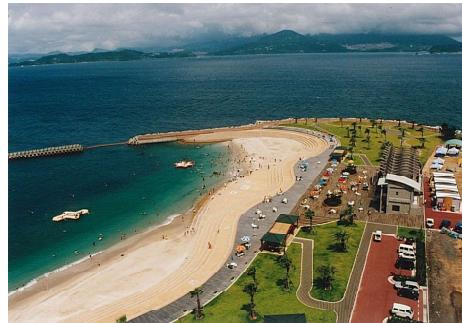
こうした歴史の中で生まれてきた文化財は、今でも残され、特に長崎市には数多くの指定文化財が存在する。

(6) 海洋性レクリエーション

西彼杵沿岸の主要観光資源は、長崎市に集中している。長崎サンセットマリーナ等では、釣りやクルージング、ダイビングなど手軽に海洋性レクリエーションを楽しむことができる。

また、天然海水浴場が点在するほか、長崎市高島町、西海市大島町、長崎市伊王島町1丁目では人工海水浴場が整備されている。特に、高浜海水浴場（長崎市高浜町；平成29年利用者数約5,000人）は風光明媚な遠浅の白浜であり、日本の水浴場88選（平成13年）に選定されている。同様に、高島海水浴場（長崎市高島町；平成29年利用者数約13,000人）も離島にある人工海水浴場で、付帯設備、水質汚染対策等に優れており、良好な水質であることから日本の水浴場88選（平成13年）に選定されている。

海と沿岸の人々との関わりを示す行祭事としては、長崎市香焼町、長崎市伊王島、長崎市蚊焼町、長崎市深堀、西海市大瀬戸町、西海市大島町、西海市崎戸町等でペーロン大会が開催されている他、トライアスロン祭（西海市大島町）、ながさきみなとまつり、長崎帆船まつり（ともに長崎市）等が行われている。



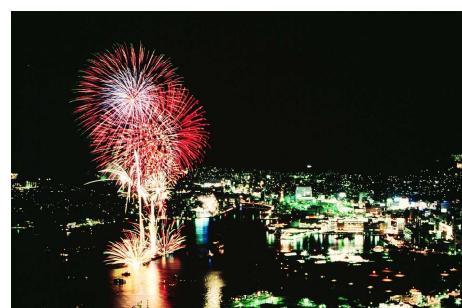
高島町海水浴場(高島町)



ペーロン大会(大瀬戸町)



トライアスロン祭(大島町)



ながさきみなとまつり(長崎市)

(7) 地域住民の活動

西彼杵沿岸域においては、地域住民等による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

(8) 関連計画

関連計画としては、国が定めた「豊かな海辺の創造・海岸長期ビジョン」（平成7年；海岸長期ビジョン研究会）、「21世紀の国土のグランドデザイン／全国総合開発計画」（平成10年）、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針／21世紀の国土のグランドデザイン推進連絡会議決定」（平成12年）、「今後の海岸保全の基本的な考え方」提言（平成12年；今後の海岸のあり方検討委員会）等の方針・計画の他、長崎県及び沿岸の各自治体が、西彼杵沿岸域の有効活用を目指した基本計画、総合計画を策定している。それ以外にも総合計画や環境基本計画の主要施策に「海岸の利用・保全」、「水産資源の有効活用」等を挙げている。

長崎県と各市が策定した海岸保全に関連する計画を表-2.3に示す。

表-2.3 主な関連計画

自治体名	計画名	基本理念、方針等	西彼杵沿岸に関わる施策・目標等
長崎県	長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025	<ul style="list-style-type: none"> ・人が活躍し支えあう ・産業が育ち活力を生む ・地域がつながり安心が広がる <p>人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の1つの「災害に強く、命を守る強靭な地域づくり」のなかで、「地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進」とある。
	長崎県環境基本計画	海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県	基本目標の1つとして、「人と自然とが共生する地域づくり」とあり、多様なニーズに対応した施設整備の推進とある。
	長崎県離島振興計画	しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり	講じようとする分野別施策の1つとして、「防災対策の推進」とあり、高潮・海岸浸食・津波に対しては、海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理に努める。とされている。
	西彼杵地域半島振興計画	地域住民の生活の安定を図るための農林水産業を軸とした産業の振興に積極的に取り組んでいくこととする。	施策の1つとして、「災害防除のための国土保全施設等の整備」とあり、”高潮等の対策として、海岸保全施設の整備を推進する”とある。
	過疎地域自立促進方針	住民生活に必要な生活・産業基盤について整備を進めるとともに、産業の振興、交流・定住の促進、医療の確保、生活交通の確保や集落対策などのソフト事業について、創意工夫のあふれる施策を展開することとし、特に「まち・ひと・しごと創生」のために必要な施策については、重点的に取組を進めています。	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業のなかで、“漁港整備や浜の環境整備等ハード・ソフト両面の施策に取り組んでいく。”とある。 ・生活環境の整備のなかで、“風水害に強い生活環境と豊かでうるおいのある水辺づくりを推進し、河川・海岸に自然のふれあいの場を創造する”とある。
	水産業振興基本計画	多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり	基本目標として、主に、 <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成 ・資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくりとある。
	長崎県海岸漂着物対策推進計画	海岸漂着物の円滑な処理の推進、海岸漂着物の効果的な発生抑制、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	目標として、”海岸漂着物の円滑な処理”、”県民生活で生じる廃棄物の発生抑制”、”外国由来の海岸漂着物の削減”とある
長崎市	長崎市第4次総合計画	つながりと創造で新しい長崎へ	基本施策として、 <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が共生する環境をつくります ・災害に強いまちづくりを進めます とある。
西海市	第2次西海市総合計画	活躍のまちさいかい	基本方針として <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備や海岸保全整備にあたっては、親水性や生態系などに配慮した多自然型工法等の積極的な導入を推進するとともに、河川公園や海水浴場の整備を推進し、人々の交流の場や憩いの場として活用します。 とある。

2.3 海岸整備の状況

(1) 既往災害と実態

1) 高 潮

西彼杵沿岸では、昭和 26 年 10 月の台風第 11 号（マージ台風）が九州の中央を縦走し、県下のほぼ全域で高潮の被害を受けた。近年では昭和 45 年台風第 9 号、昭和 51 年台風第 17 号、昭和 58 年台風第 10 号、昭和 59 年台風第 10 号、平成 3 年台風 19 号、平成 24 年台風 16 号などで高潮が発生している。

2) 高 波

西彼杵沿岸は東シナ海に直面し波が高いため、波の影響を直接受けやすく、越波・飛沫の被害が発生している。長崎県で高波の被害を受けるのは、台風が九州の南西海上からまともに長崎県に襲来するか、または長崎県の西方海上を北上する場合である。明治 38 年 8 月の台風、大正 3 年 6 月の台風、昭和 31 年の台風第 9 号では高島や端島で大きな被害を受けている。また昭和 62 年 8 月の台風第 12 号の高波により長崎市三重に建設中の長崎漁港の防波堤(1,090m)の 80%（約 880m）が決壊したほか、沿岸各地で漁港や港湾、道路等が大きな被害を受けた。

3) 侵 食

長崎県は台風の常襲地帯であり、また、西彼杵西岸は東シナ海に面していることから、台風や冬季季節風に起因する波浪により、沿岸域に点在する砂浜海岸のうち長崎市外海の上大野郷海岸梶原地区、神浦海岸の道徳口福地区、西海市大瀬戸町の雪浦海岸塚堂地区、西海市西彼杵町の小迎海岸皆割石地区、啓ノ浦地区等では侵食被害を受けてきた。

(2) 海岸事業の変遷

西彼杵沿岸における海岸整備は、古くは道路整備の一環として護岸の築造が行われ、また昭和 30 年の台風 9 号、12 号による被害を契機に災害復旧事業によりなされてきた。昭和 31 年海岸法制定以降の 30 年代後半からは、本格的な高潮対策としての護岸の改良や新設による海岸整備に着手し、老朽護岸の改良、天端高不足に対する嵩上げ、越波対策として護岸前面への消波工設置等を行っている。さらに、近年は海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、親水性護岸等の整備も行っている。

(3) 海岸総延長の内訳

西彼杵沿岸では総延長 407km のうち 150km が海岸保全区域に指定されており、そのなかで海岸保全施設の整備が行われている。海岸保全区域の管理区分を図一2.2 に示す。

表-2.4 西彼杵沿岸海岸総延長の内訳

項目	延長(km)
沿岸海岸総延長 (要保全海岸延長+その他海岸延長-二線堤延長)	407
要保全海岸延長	150 (1)
海岸保全区域延長	150 (1)
国土交通省 河川局	39 (0)
港湾局	63 (0)
農林水産省 農村振興局	23 (0)
水産庁	25 (1)
要指定延長	0
その他海岸延長（一般公共海岸を含む）	257

沿岸総延長は海岸統計（長崎県；H29）

() の数値は二線堤延長を示す

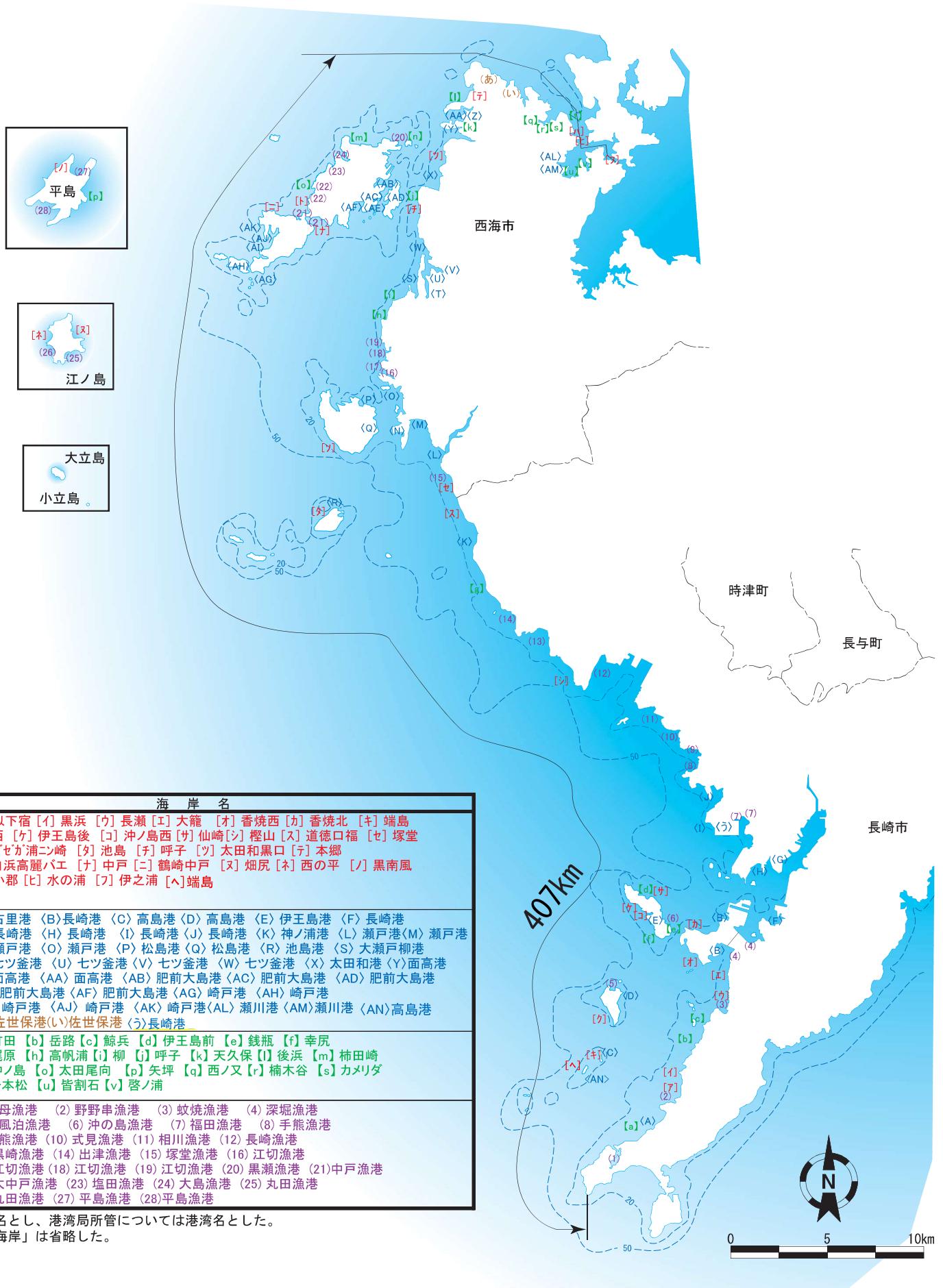


図2.2 海岸保全区域位置図

2.4 海岸の現況特性の総括

西彼杵沿岸の現況特性を「海岸の防護」「環境の整備と保全」「公衆の適正な利用」の3つの観点から整理すると、次のようにまとめられる。

(1) 海岸の防護に係る現況特性

西彼杵沿岸は、五島列島を挟んで南西に開いた五島灘という大きい湾形をなし、大部分が東シナ海に面しており、台風や冬季季節風による高波の被害が発生している。陸域は比較的単調で山付海岸が多く、社会基盤施設や住宅の多くは、河口部・埋立地などの低地や入江の湾奥に分布している。このため、外洋に面した低地部では波浪の影響を受けやすく、越波・飛沫の被害や、一部の海水浴場では砂浜の侵食がみられる。

小規模な入江奥の平地にも、住宅が点在しており、そのような所には、一部老朽化の著しい護岸があり、なかには、雑石が積まれただけの古い石積護岸もある。

また、長崎港の「あびき」は他の港に比べて振幅が大きく、まれに並外れて大きな「あびき」が発生して被害をもたらすことがある。1979年には最大全振幅278センチの「あびき」が生じており、土地の低いところでの浸水や小型船が座礁するなどの被害がある。

※「あびき」とは、長崎特有の呼び方で一般的には「副振動」と呼ばれている。

(2) 環境の整備と保全に係る現況特性

当沿岸域において海岸保全施設の整備が行われてきた箇所の多くは、背後地に農地や市街地があるところで、その整備は主に防護に重点を置いた海岸整備であった。しかしながら、整備が行われていない海岸の殆どが、山付の海岸であるため、日本の渚百選（平成8年）に選ばれた高浜海水浴場のような自然海岸や数多くの藻場などが残され、野母崎半島県立公園、西彼杵半島県立公園に指定されている。

沿岸域においては多くの魚類の生息する藻場が分布しているほか、アカウミガメが西海市大瀬戸町雪浦・長崎市野母崎高浜、田の子で産卵することが確認されている。

野母崎や松島、呼子瀬戸周辺は海に浮かぶ小島が東シナ海に沈む夕日と映え、美しい海岸景観を形成している。また、長崎港は港と都市が融合したウォーターフロント開発が進められたことにより、長崎水辺の森公園が整備され、観光資源や市民の憩いの場となっている。

(3) 公衆の適正な利用に係る現況特性

長崎港を代表とする主な港湾については交通利用やウォーターフロントの活用などが盛んに行われている。特に長崎港には上五島の奈良尾、鯛ノ浦、下五島の福江、高島、伊王島等を結ぶ高速船とフェリーが就航し、各種貨物の輸送や長崎と離島をむすぶ交通・観光ルートの拠点として利用されている。また、長崎漁港は特定第3

種漁港であり、水産物の生産・流通加工として拠点となっている。

本沿岸域には、長崎市高浜町の高浜海水浴場など天然海水浴場が各地に点在する。これら的一部の施設には砂浜のスロープ等、バリアフリー化された施設がある。また、長崎市高島町・伊王島、西海市大島町には人工海水浴場があり、西海市崎戸町でも養浜が行われている。

海と沿岸の人々との関わりを示す行祭事として、ながさきみなとまつり（長崎市）や長崎西海トライアスロン祭（西海市）、長崎市、西海市の各地で行われるペーロン大会等が行われている。

また、本沿岸は大島町、高島町、伊王島等、石炭産業として発展してきた町が多く、閉山により産業資源を漁業や観光に切り替えて展開している。特に高島町では「石炭を魚にかえてまちおこし」をキャッチフレーズに「高島地区新マリノーション拠点交流促進総合整備計画」が認定され、各事業を推進している。

沿岸域の各町では海水浴場、自然景観、文化施設を観光資源とした観光行政が推進されている。

3. 海岸の防護に関する事項

3.1 防護の目標

高潮に対しては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対し高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

西彼杵沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表-2.5 防護水準

市町村名	防護水準		
	高潮・越波		侵食
	潮位 (設計高潮位)	波浪	
長崎市	T. P. +1.90m	適切に推算した 沖波推算値	現状の汀線維持を原 則とし、必要に応じて 汀線の回復
西海市	T. P. +2.15m		

3.2 防護に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (1) 海岸の防護に係る現況特性」を踏まえて、海岸の防護に関する以下の施策を講ずる。

【高潮・越波対策】

波浪による施設被害、越波被害が発生する海岸並びに台風襲来に伴う高潮被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。また、必要によっては、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を採用する。

なお、防護水準を越える高潮・波浪に対しては、関係機関と連携し、警戒・避難体制整備や場所の周知、情報の提供等のソフト対策により被害の軽減に努める。

【砂礫浜侵食対策】

侵食が進行している砂礫浜海岸にあっては、高潮・波浪に対してその海岸が有する防護機能を保持するため潜堤、離岸堤、養浜工等により砂礫浜の保全・回復を図る。

【国土の保全】

波浪により国土が消失する海岸にあっては、護岸、消波工等の対策を施し、国土の保全を図る。

[施設の老朽化対策]

堤防・護岸等施設の老朽化が進んでいる海岸については、施設の機能の維持並びに回復を図る。

[新技術の適用]

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後も環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた有脚式離岸堤等の新技術の適用に努める。

[海面上昇・異常海象への対応]

地球温暖化等に伴う海面上昇や異常潮位等の異常海象については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

4. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

4.1 海岸環境の整備及び保全に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括（2）環境の整備と保全に係る現況特性」を踏まえて、海岸環境の整備及び保全に関する以下の施策を講ずる。

〔自然への配慮〕

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においては、必要に応じ専門家等の意見を聞くものとする。

〔海岸環境保全活動〕

景観を著しく損なう、漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県海岸漂着物対策推進計画に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

〔藻場の保全〕

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう「長崎県海の森づくり推進本部」などの関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

〔新技術の適用〕

これまで海岸付近の自然環境を残すための潜堤等を適用してきたが、今後も防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた水産協調型・環境配慮型ブロック等の新技術の適用に努める。

〔環境情報の収集〕

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報を、関係機関との連携を図り、収集に努める。

5. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

5.1 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

「2.4 海岸の現況特性の総括 (3) 公衆の適正な利用に係る現況特性」を踏まえて、海岸における公衆の適正な利用に関する以下の施策を講ずる。

〔地域住民との連携〕

海岸を広く適切に活用し、レジャー・スポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

〔利用者に配慮した施設計画〕

多くの人々は海や海岸を利用する場所と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等が海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進を含めた、海辺へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

〔海岸の安全な管理〕

海岸利用の際に事故等が発生しないよう、海岸の安全な管理に努める。

〔新技術の適用〕

これまで緩傾斜護岸等を適用してきたが、今後も防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた近自然型海浜安定化工法等の新技術の適用に努める。

〔生物保護のための車両乗り入れ規制〕

砂浜に生息・生育する生物の保護を目的として、必要によっては海岸への車の乗り入れについて関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

〔海岸利用時のマナー向上〕

環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。

第Ⅲ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. ブロック毎の特性の明確化と保全の方向性

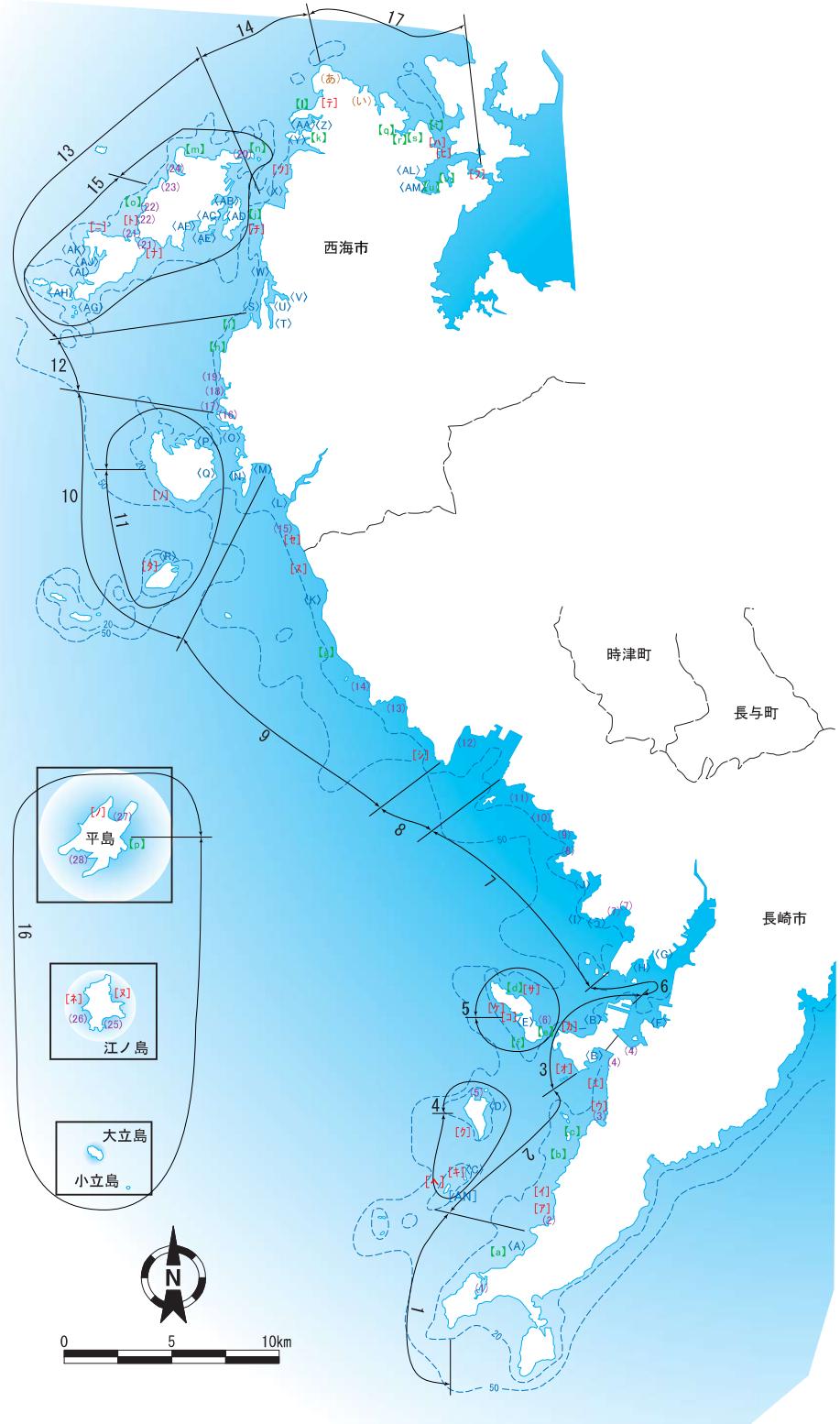
海岸保全基本方針では、「防護」「環境」「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。そこで以下のように、ブロック区分毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していくものとする。

1.1 海岸のブロック区分

西彼杵沿岸は海岸線延長が約407kmと長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表-3.1および図-3.1に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表-3.1 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
①地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
②背後地状況	背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
③海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
④指定地域等	自然公園等の法的指定のかかった区間



評価 ブロック	国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1		⟨A⟩ 古里港	【a】町田	(1) 野母漁港
2	【ア】以下宿 [イ] 黒浜 【カ】長瀬 [ク] 大籠	⟨B⟩ 長崎港	【b】岳路 [c] 鯨兵	(2) 野島串漁港 (3) 蚊焼漁港 (4) 深堀漁港
3	【オ】香焼西 [カ] 香焼北	⟨B⟩ 長崎港		(5) 南風泊漁港
4	【キ】端島 [ク] 西 [ヘ] 端島	⟨C⟩ 高島港 ⟨D⟩ 高島港 ⟨AN⟩ 高島港		(6) 沖の島漁港
5	【ケ】伊王島後 【コ】沖ノ島西 [サ] 仙崎	⟨E⟩ 伊王島港	【d】伊王島前 [e] 錢瓶 【f】幸尻	(4) 深堀漁港
6		⟨F⟩ 長崎港 ⟨G⟩ 長崎港 ⟨H⟩ 長崎港		(7) 福田漁港 (8) 手熊漁港 (9) 手熊漁港 (10) 式見漁港 (11) 相川漁港
7		⟨I⟩ 長崎港 ⟨J⟩ 長崎港 ⟨ラ⟩ 長崎港		(12) 長崎漁港
8				
9	【シ】桜山 [ス] 道徳口福 【セ】塚堂	⟨K⟩ 神ノ浦港 ⟨L⟩ 濑戸港	【g】梶原	(13) 黒崎漁港 (14) 出津漁港 (15) 塚堂漁港
10		⟨M⟩ 濑戸戸港 ⟨N⟩ 濑戸戸港 ⟨O⟩ 濑戸戸港		
11	【リ】セセガ浦ニン崎 【カ】池島	⟨P⟩ 松島港 ⟨Q⟩ 松島港 ⟨R⟩ 池島港		
12			【h】高帆浦 [i] 柳	(16) 江切漁港 (17) 江切漁港 (18) 江切漁港 (19) 江切漁港
13	【チ】呼子	⟨S⟩ 大瀬戸柳港 ⟨T⟩ 七ツ釜港 ⟨U⟩ 七ツ釜港 ⟨U⟩ 七ツ釜港 ⟨W⟩ 七ツ釜港	【j】呼子	
14	【ツ】太田和黒口 [テ] 本郷	⟨X⟩ 太田和港 ⟨Y⟩ 面高港 ⟨Z⟩ 面高港 ⟨AA⟩ 面高港	【k】天久保 [リ] 後浜	
15	【ハ】白浜高麗バエ 【ナ】中戸 [ニ] 鶴崎中戸	⟨AB⟩ 肥前大島港 ⟨AC⟩ 肥前大島港 ⟨AD⟩ 肥前大島港 ⟨AE⟩ 肥前大島港 ⟨AF⟩ 肥前大島港 ⟨AG⟩ 崎戸港 ⟨AH⟩ 崎戸港 ⟨AI⟩ 崎戸港 ⟨AJ⟩ 崎戸港 ⟨AK⟩ 崎戸港	【m】柿田崎 [n] 中ノ島 【o】太田尾向	(20) 黒瀬漁港 (21) 中戸漁港 (22) 大中戸漁港 (23) 塩田漁港 (24) 大島漁港
16	【ヌ】畠尻 [ネ] 西の平 【リ】黒南風		【p】矢坪	(25) 丸田漁港 (26) 丸田漁港 (27) 平島漁港 (28) 平島漁港
17	【ハ】小郡 [ヒ] 水の浦 【フ】伊之浦	⟨AL⟩ 濑川港 ⟨AM⟩ 濑川港 (あ) 佐世保港 (い) 佐世保港	【q】西ノ又 [ル] 楠木谷 【s】カメリダ [テ] 一本松 【u】皆割石 [ユ] 啓ノ浦	

図-3.1 ブロック区分図

1.2 ブロック特性の評価と海岸保全に対する考え方

西彼杵沿岸を分割した 17 つのブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」「海岸における公衆の適正な利用」の 2 つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2 に示す。なお、評価基準は次の 3 ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表-3.2 海岸の評価指標ならびに評価基準

項目		指 標	ランク	評 価 基 準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落が付近に分布する。 貴重な植物が多数分布する。 貴重な動物が多数分布する。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物が分布する。 貴重な動物が分布する。 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物が分布しない。 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	<ul style="list-style-type: none"> 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 周辺が国立公園に指定されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 周辺が国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源が特にない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	<ul style="list-style-type: none"> 集客力の高い観光資源がある。 集客力の高いレクリエーション施設がある。 海水浴場がある。 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源がある。 レクリエーション施設がある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源もレクリエーション施設も特にない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 種、第 3 種、第 4 種、特定第 3 種漁港がある。 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 大規模な第 1 種漁港がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種漁港がある。 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	<ul style="list-style-type: none"> 重要港湾がある。 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 地方港湾、避難港、公告水域がある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 港湾区域、公告水域がない。
	背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な市街地が付近にある。 海岸で教育活動が行われている。 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> 市街地が付近にある。 海岸で日常利用が行われている。
			△	<ul style="list-style-type: none"> 市街地もなく、利用も特にない。

上記基準のもと、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3 に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、高い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3 点、○：2 点、△：1 点とし、総合評価については、各評価の合計点数が 10～12 点を◎、7～9 点を○、4～6 点を△とし、総評点数により評価した。